

令和元年第6回美幌町議会定例会会議録

令和元年9月24日 開会
令和元年9月26日 閉会

令和元年9月26日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 選挙第 5 号 美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 3 承認第 10 号 専決処分の承認について〔平成 31 年度美幌町病院事業会計補正予算(第 1 号)〕
- 日程第 4 同意第 10 号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 11 号 美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命について
- 日程第 6 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 議案第 52 号 北見地域定住自立圏形成協定の締結について
- 日程第 8 議案第 53 号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議案第 54 号 美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 10 議案第 55 号 美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 11 議案第 56 号 美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 12 議案第 57 号 美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 13 議案第 58 号 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 14 議案第 59 号 美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 15 議案第 60 号 美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 61 号 美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 62 号 美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 63 号 美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 19 議案第 64 号 平成 31 年度美幌町一般会計補正予算(第 4 号)について
- 日程第 20 議案第 65 号 平成 31 年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 21 議案第 66 号 平成 31 年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 22 議案第 67 号 平成 31 年度美幌町水道事業会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 23 認定第 1 号 平成 30 年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 2 号 平成 30 年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 25 認定第 3 号 平成 30 年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 26 認定第 4 号 平成 30 年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 5 号 平成 30 年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 6 号 平成 30 年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 7 号 平成 30 年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 日程第 30 認定第 8 号 平成 30 年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 日程第 31 意見書案第 8 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 32 意見書案第 9 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について
- 日程第 33 意見書案第 10 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書について
- 日程第 34 報告第 9 号 健全化判断比率について
- 日程第 35 報告第 10 号 資金不足比率について
- 日程第 36 報告第 11 号 放棄した債権の報告について
- 日程第 37 報告第 12 号 平成 30 年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について
- 日程第 38 報告第 13 号 例月出納検査報告について（5 月～7 月分）
- 日程第 39 議員の派遣について
- 日程第 40 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君 | 2 番 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 大 江 道 男 君 | 4 番 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 木 村 利 昭 君 | 6 番 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 馬 場 博 美 君 | 8 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 藤 原 公 一 君 | 10 番 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 11 番 岡 本 美 代 子 君 | 12 番 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 松 浦 和 浩 君 | 議 長 14 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 | 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君 |
| 監 査 委 員 高 木 清 君 | |

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 副 町 長 高 崎 利 明 君 | 総 務 部 長 小 室 保 男 君 |
|-----------------|-------------------|

民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	志賀寿君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	関弘法君	防災危機管理主幹	河端勲君
まちづくり主幹	田中三智雄君	政策主幹	後藤秀人君
財務主幹	中尾亘君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	片平英樹君	環境生活主幹	渡辺靖行君
児童支援主幹	小室秀隆君	福祉主幹	影山俊幸君
健康推進主幹	大場圭子君	農政主幹	佐々木斉君
みらい農業センター主幹	午来博君	耕地林務主幹	中沢浩喜君
商工観光主幹	多田敏明君	建設主幹	菅原勝君
施設管理主幹	以頭隆志君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	病院総務主幹	菅敏郎君
地域医療連携主幹	高山吉春君	事務連絡室次長	川口真人君
教育部長	田村圭一君	学校教育主幹	遠藤明君
学校給食主幹	斉藤浩司君	社会教育主幹	露口哲也君
スポーツ振興主幹	浅野謙司君	博物館主幹	鬼丸和幸君
農業委員会事務局長	酒井祐二君	選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君
		監査委員室長	

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係長	新田麻美君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和元年第6回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番稲垣淳一さん、3番大江道男さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 選挙第5号

○議長（大原 昇君） 日程第2 選挙第5号美幌町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にし

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、松本光伸さん、早田眞二さん、横山直樹さん、石川真里子さん、以上4名の方を指名します。

次に、選挙管理委員補充員には、指名順位を補充の順序として、寺田義博さん、高崎義明さん、和田隆さん、新庄香さん、以上4名の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を、当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙管理委員には、ただいま指名しました松本光伸さん、早田眞二さん、横山直樹さん、石川真里子さん。

選挙管理委員補充員には、寺田義博さん、高崎義明さん、和田隆さん、新庄香さんが当選されました。

◎日程第3 承認第10号

○議長（大原 昇君） 日程第3 承認第10号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の4ページになります。

承認第10号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるとのことです。

5ページ、専決処分書になります。

平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）について、給湯・暖房用温水ボイラー修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をする。

専決日は、令和元年8月23日でございます。

専決の内容について御説明申し上げますので、議案7ページをお開き願います。

平成31年度美幌町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成31年度美幌町の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条の収益的支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、8、9ページをお開き願います。

1項、3目経費の中の修繕費でございます。

給湯・暖房用温水ボイラー修繕料176万円でございますけれども、去る8月16日に、給湯・暖房用として稼働しておりました温水ボイラーの一部が経年劣化により破損したことから、修繕に要する費用として、今回予算を計上するものでございます。

修繕箇所につきましては、ボイラーに附属するオイルバーナーと言われる燃焼装置で、異常停止の警報により現場を確認したところ、オイルバーナー内部の送風機の羽

根の部分が損傷したことにより、燃焼装置全体の破損につながり、交換が必要となったものであります。

破損の原因は経年劣化によるものと見られ、当該装置が受注生産のため、製作及び設置に約2カ月間を要することから早期の発注修繕を行うため、専決処分により対応させていただいたものであります。

なお、現在の温水の確保につきましては、2基ある温水ボイラーのうち残り1基で賄っており、運用に支障はございませんが、今後暖房が必要な時期を迎えますと2基での運用が必要となるものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） ただいま御説明がありましたけれども、病院を改築して19年経過していると聞いてございます。

その中で、耐用年数を経過しているボイラーでありますので、ほかの機械等についても19年経過しているのではないかと思います。そのような機械についても、今後年次的な整備計画を立てて整備すべきと考えますが、実態をお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、開設から19年が経過しているということで、それぞれ施設的な設備につきましても耐用年数を迎えているものがございます。必要な都度、修繕等を行っておりますが、毎年、必要なものについては、定期点検、保守点検を実施しておりますので、現在ところ、部品交換ですとか、そういったものなるべく長く使えるような、そんな対応をしているところでございます。

主要な施設的な部分でいきますと、例え

ば、屋根の部分ですとか、給排水設備ですとか、また、暖房用のボイラーもそうですけども、それぞれ施設的にはやはり耐用年数を迎えているということで、今後は年次的な修繕を実施していかなければならないというのが現在の実態でございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 了解いたしました。

今回の場合、2基あるうちの1基ということで、もう1基のボイラーは大丈夫なのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問でございますが、2基あるうちの1基、こちらも毎年定期点検を行っております、ちょうど実施時期が10月から来年3月までの6カ月間、冬期間は暖房が多く使用されるということで、その期間、分解整備、もしくは定期点検、これは毎月になりますけれども、実施して使用している状況でございます。

同時期に導入したボイラーでございますので、場合によっては同様の破損等も考えられるわけでございますけれども、毎年きちんと保守点検をやっておりますので、現在はそれを実施しながら使用していきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第10号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決

定しました。

◎日程第4 同意第10号

○議長（大原 昇君） 日程第4 同意第10号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案18ページをお開き願いたいと存じます。

同意第10号美幌町教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会委員猪本里美氏は、令和元年9月28日をもって任期満了となりますので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、大沼美紀氏。

住所及び生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第10号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 同意第11号

○議長（大原 昇君） 日程第5 同意第11号美幌町職員懲戒審査委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案19ページで
ございます。

同意第11号美幌町職員懲戒審査委員会
委員の任命について御説明申し上げます。

本町職員懲戒審査委員会委員森一也氏、
久山祥子氏、小室保男氏は、令和元年9月
29日をもって任期満了となりますので、
次の者を任命いたしたく、地方自治法施行
規程第16条第5項の規定により、議会の
同意を求めるものでございます。

氏名、森一也氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

氏名、久山祥子氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

氏名、小室保男氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま
す。

これから、同意第11号美幌町職員懲戒
審査委員会委員の任命についてを採決しま
す。

この採決は起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、同意することに決
定しました。

◎日程第6 諮問第2号

○議長（大原 昇君） 日程第6 諮問第
2号人権擁護委員候補者の推薦についてを

議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案20ページで
ございます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦に
ついて御説明申し上げます。

人権擁護委員野昭憲氏は、令和元年12
月31日をもって任期満了となるので、次
の者を候補者として推薦いたしたく、人権
擁護委員法第6条第3項の規定により、議
会の意見を求めるものでございます。

氏名、野昭憲氏。

住所、生年月日につきましては、議案に
記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げました。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま
す。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補
者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に
賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、適任と答申するこ
とに決定しました。

◎日程第7 議案第52号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第
52号北見地域定住自立圏形成協定の締結
についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の21
ページになります。

議案第52号につきまして御説明申し上
げます。

議案第52号北見地域定住自立圏形成協定の締結について。

定住自立圏構想推進要綱に基づき、北見市との間において北見地域定住自立圏形成協定を次のとおり締結することについて、美幌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の22ページ、23ページをお開き願います。

定住自立圏の形成に関する協定書（案）になります。

北見市と美幌町は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

協定内容につきまして御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第52号関係。

北見地域定住自立圏形成協定の締結について。

協定の目的でございますが、定住自立圏構想につきましては、人口減少と少子高齢化が進む中で、将来にわたって安心して暮らせる地域を形成することにより、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、ライフステージに応じた居住の選択肢を提供することで、地方圏への人の流れを創出しようとするものであります。

中心市となる北見市と、近隣の美幌町、津別町、訓子府町、置戸町の4町がそれぞれ一対一の協定を締結することを積み重ねて形成される圏域、北見地域におきまして、相互に役割を分担し、連携、協力を図りながら、必要な都市機能と生活機能を確保することによって、圏域全体の活性化を図ることを目的としたものでございます。

なお、定住自立圏構想につきましては、第6期美幌町総合計画におきましても、広域行政の推進を図るための施策として掲げておりまして、これまで研究を進めてきたところでございます。

今後、美幌町におきましても、人口の減

少等が続いていくわけでありましてけれども、行政サービスを維持し、安定的に提供していくためには、近隣の自治体との間で共通する政策分野におきまして連携、協力を深めながら、行政として互いに補完し合う関係性を築いていく必要があると考えてございます。

このため、生活機能や経済雇用環境でつながりの深い北見地域の1市4町で協議を重ねてきた結果、このたび、北見圏域において連携が可能な政策分野の取り組みにつきまして協議が整いましたので、協定の締結に向けて、本日、議会の議決を求めるものであります。

協定の内容でございますが、連携して取り組む政策分野につきましては、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、以上の三つに分類されます。

まず、1項目めの生活機能の強化に係る政策分野におきましては、医療、福祉、教育、産業振興、環境、防災、その他、以上七つの取り組みを想定しております。

2項目めの結びつきやネットワークの強化に係る政策分野におきましては、地域公共交通、ICTインフラ整備、交通インフラの整備、地産地消、交流・移住促進、その他、以上六つの取り組みを想定しております。

3項目めの圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野につきましては、人材の育成、人材の確保、職員等の交流、以上三つの取り組みを想定しております。

具体的な取り組みの分野及び内容、役割分担につきましては、議案書の25ページ以降に別表第1から第3までそれぞれ掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

なお、連携を図る取り組みに対しましては、1,500万円を上限といたしまして、毎年度特別交付税が交付されるほか、地域活性化事業債、地方債を活用できるなど、

国からの財政支援措置を受けることが可能になるものであります。

協定締結後の流れでございますが、本日議案をお認めいただければ、本年10月には北見市との間で協定を締結する運びとなります。

その後11月には、北見地域定住自立圏共生ビジョン懇談会におきまして、共生ビジョンの策定作業に入っております。

共生ビジョンにつきましては、中心市である北見市が、定住自立圏の将来像や、圏域の市町村が連携する具体的な取り組みを記載したものでございまして、おおむね5年間を想定した計画となります。

共生ビジョンの作成に当たっては、民間や地域の関係者で構成される懇談会において議論を重ねていくことになっておりまして、今年度末、令和2年3月にはビジョンの完成を予定しているところでございます。

根拠法令等は、定住自立圏構想推進要綱、美幌町定住自立圏形成協定の議決に関する条例。

協定の締結日は、本年10月を予定してございます。

以上、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 協定の締結内容については、昨年12月から多分4回だと思いますが説明を受けました。その説明でもなかなか理解しがたいものだと感じております。

今、総務部長からいろいろお話を聞いて、町民の方々にもこういう話をしっかり伝えていただきたいという思いで、あえて質問させていただきます。

まず一つ目には、この中でうたわれている人口流出を食いとめる。それから、地方圏への人の流れを創出するためにとうたわ

れておりますが、取り組みについてはこれから具体的な方向が出されてくると思いますが、この方向、協定書を提案するに当たっては、ある程度いろいろな構想を描いた上で出してきたものではないかと思っておりますが、そういう考え方でお示しできるものがあればお伝えいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） まず、1点目の町民の皆様への説明の件でございますけれども、今回、定住自立圏の締結をするわけでございますが、これまでも全員協議会等で御説明してきたとおり、何か新しい施策、政策を行うということではございません。

それぞれの市町村がこれまで行っている取り組みで連携を図ることによって、互いの行政サービスを補完し合う、そして、よりよい行政サービスを行うことができる可能性がある取り組みを今まで洗い出してきたでございます。

このため、町民の皆様には何か新しい御負担をお願いするとか、不利益が生じるということではないものですから、これまではなかなか説明の機会を設けてきておりませんでした。

ただ、本日議決をいただけるならば、当然、北見地域において定住自立圏を構想していくということになりますので、町の広報紙あるいはホームページを通じまして、町民の皆様にはしっかりと説明する機会を設けることはもとより、自治基本条例に基づくまち育新聞、これは総務部で年1回発行してございますけれども、まち育新聞におきまして、定住自立圏の詳細につきまして、なぜ協定を締結するのか、どのようなメリットがあるのかなどを広く御理解いただけるように、しっかり説明責任については果たしてまいりたいと考えております。

それから、2点目の連携を図ろうとする取り組みでありますけれども、こちらにつ

きましては、議案書の別表第1から第3まで基本的な取り組みについては載せております。

ただ、ここでは具体的なものが示されておきませんので、なかなか伝わりづらいつ部分があろうかと思ひますが、例えは、医療であれば、救急医療体制をしっかりと確保するということて北見市内の病院へ搬送する機会等もござひますので、北見市としっかりと連携した中で医療体制を充実してひく、あるいは障がい者福祉の推進分野につきましては、なかなか美幌町のみで十分な障がい者福祉施策を確立できない部分もあろうかと思ひておきますので、北見市と連携を図った中で対応をとってまいりたいと思ひておきます。

さらには、災害発生時においては、特に昨今全国各地で広域的な自然災害が発生しておきます。その際には、当然この地域においても、美幌町のみで対応できるということにはなりませんので、北見地域の1市4町で、広域的な相互応援体制を日ごろから築くことによつて不測の事態に備えろと、そのようなこともできるのではないかと考えてござひます。

今、仮のお話をしましたけれども、さまざまな政策分野で議論を重ねながら、しっかりと美幌町のまちづくりにメリツが出ろような協定にしてまいりたいと思ひてござひます。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 具体的な内容は、全員協議会の中でも説明していただけておきますので、私たち議員としては理解をしておきるところです。

ただ、定住自立圏という言葉は余り聞かない言葉で、町民は何のことなのだろうという思ひがあつて、今回質問させていただけておきます。

そういう意味では、町民にとって、不都合なことは何もないと思ひますけれど、

こういうことによつてメリツがありまひす、そのかわりこういうデメリツもありまひすという説明が町民にあつてしかるべきかと思ひます。行政と議員だけが知つておきるといふことにはならないような気がして、今回質問させていただけておきます。

そういう意味では、先ほど広報ですとか、それからまち育新聞、そういうところを使つて説明をしていただけておきるといふお話なので、理解はしておきるところです。

ただ、こういう機会も大きなPRの機会にはなるかと思ひたものですから、質問させていただけたところてす。

以上、了解いたしました。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議員御指摘のとおりだと思ひます。

今回、定住自立圏の協定につきましては、メリツは多々あろうかと思ひておきまひすが、デメリツについては基本的にはないと受けとめておきまひす。

ただ、これまで説明の機会が十分ではないといふのは御指摘のとおりでござひますし、本会議におきまして、坂田議員から御質問をいただけて、このように説明する機会があるといふことは非常にありがたいことだと思ひておきまひす。

今後、やはり町民の皆様にとつて、この協定締結が暮らしやすさ、住みやすさにつながらひていくといふところがとても大切になると思ひますので、行政としては機会を捉えてそういう部分をしっかりと説明してまいりたいと思ひておきまひす。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありまひせんか。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私のほうからは、先ほど説明がござひました具体的な共生ビジョンの策定といふのは、ここに書いてあるような共生ビジョンの懇談会でこれから具体的に練り上げてひて、3月には

そのビジョンが完成するということが、この懇談会の構成とか、美幌町からどんな分野の人が入って、その中で議論していくのかということと、それと、協定自体は北見市と美幌町の協定ですから、別表第1から第3までの部分を詰めていくには行政同士で、当然北見市と美幌町の職員がいろんな議論をしていくのだと思います。そういった面では、どのようなメンバーで、どこが所管しながらそういう協議を、これは非常に政策分野が広いですから、その辺のどんな体制の中で北見市との協議をされていくかということをお尋ねしたいのと、それと議案の中の26ページに、例えば、子育て支援の推進ということで、北見市と美幌町が設置する子育て関連施設を活用して、子供たちの健全な発達に向けて取り組んでいくということで、一般的に考えられるのは、例えば、美幌町から北見市に通勤している若い方、若い方とは限りませんが、小さいお子さんがいる方が美幌町の保育所だとか幼稚園に預けて通勤する。そうすると帰りに迎えに来るのが勤務が終わってからということで、実際には困ることが多々あると思うのです。

そういった面で、こういったお互いの施設を有効活用して、まさに、どこの町に住んでいてもお互いの施設を共有しながら預けることができるかと若い方にとっては非常にありがたいことだと思いますが、そういったことを具体的に町のほうはもし今後協議していく場合、通っている方の希望はどのようにニーズを把握して、北見市側と協議していくのか、もちろん何人通っているというのも調査をしないとわからないと思うのです。

ただ、受け入れ先の問題とか、もちろん逆に美幌町の要望だけではなくて、北見市から美幌町に通勤するケース等もありますので、そういった部分を今後具体的に詰めていく段階で、住民のニーズをどのようにして町は把握された上で、成果があるよう

な形で煮詰めていくのか、その辺3点について質問させていただきました。

○議長（大原 昇君） 政策主幹。

○政策主幹（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、まず1点目の懇談会のメンバーでございますが、現在、案が北見市から示されております。

正式決定ではございませんが、学識経験者が座長になりまして、これは大学の教授を予定しているようでございます。あと、医療の分野、福祉の分野、教育分野、産業分野、防災分野、交通分野とそれぞれの有識者が検討されているところでございます。それと、公募の委員を3名予定しているということでございます。トータル20名の委員の構成となっております。

続きまして、協定につきまして、行政の中での検討ということでございますが、今まで各政策分野において分科会を開催しております。連携できる可能性がある事業を掘り出しております。多いところで4回の分科会を開催しております。7月に行ったのですけれども、7月に分科会が終了しているところでございます。

3点目につきましてでございますが、当然、連携できる部分の町民、各圏域内のニーズというものをこれから把握していかなければならないと思いますが、さまざまな方法があると現在考えております。

対象となる、例えば、子育て分野でしたら、対象となる方々にアンケートですとか、そういったものをとっていく方法があると思われまので、より細かくニーズを把握できるよう、今後検討していきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 懇談会の構成とか、実際に行政同士で行う分科会で、きめ細かく詰めているということはわかりました。

今、主幹からお話があったように、例えばということで、子育て施設の共用、利用ということを質問しましたけれども、いずれにしても、かなり広い分野での協定内容になりますので、先ほどのアンケートというのも一つの手法だと思いますので、今後住民の皆さんの声をしっかりと受けとめながら、北見市と美幌町の1市1町の間での連携が町民生活にとってプラスになるような取り組みを期待したいと思います。

終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 議案が出されて、どの分野でどのような連携を進めていくかという点では、表面的な文章では妥当な表現がとられていると思います。

ただ、全国で今、市町村が懸念しているのは、国が進める市町村、自治体に対する取り組みとしては、平成の大合併を、以前鳴り物入りで進められました。それが一段落をした。

その次に来ているのは、圏域を定めて、中心市とその周辺の自治体を構成することによって、結局は中心市に人口の流出を図っていくというか、中心市を自治体行政の広域的な運営という狙いを持っているということは盛んに指摘をされている問題です。

ですから提案されたように、美幌町が必要な範囲をしっかりと踏まえて進めていくのだという限りにおいては、問題は生じないと思いますが、くれぐれも、いかなる場面であっても、主権は美幌町にあるのだということを置いて、利用すべきものは利用していく。活用できるものは活用するという方向性は絶対に譲らないということになれば、やがて大きな悔いを残すことにつながっていくということを申し上げたいと思います。

当面は、国が交付する金額の範囲をしっ

かり活用していこうではないかという思いは受けとめられますが、ことし2月に表面化して、現在9月です。非常に短期間の計画や構想の流れがございますので、多くの町民は実態がわからないということで不安を感じる動きが出てくるのは当然なので、そういう意味で、私はこの圏域構想についてはしたたかに進めていただきたいということだけ注文を申し上げたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、この協定を結ぶにあたりまして、事前に皆様方いろいろな説明させていただいたり、町民の方々に説明をさせていただきました。

今、大江議員のほうから、今までの町村に対する一つの国の流れ、昭和の大合併から流れをくんできて、広域圏という部分のことを私どもはそのことを踏まえてというふうに考えております。

ですから、大江議員のほうから今言っただけではありませんけれども、美幌町にとって、この制度をしたたかに利用、活用して、やはり美幌町をしっかりと守るということか、末代に対しても形成していくことを前提に、この協定を結んで行政運営をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は、2点について御質問したいと思います。

8月30日に全員協議会でも話を聞いたのですけれども、その中で2点ほど。

今回の議案にも出ていますけれども、定住自立圏構想推進要綱、国の要綱が平成20年12月に制定されてございます。

その経過の中で、全員協議会でも御説明がありましたけれども、もう少しわかりやすく、なぜ今回取り組むのかということと、北見市を中心としたこの4町とやる経過、それを含めて考え方について御説明を

いただきたいというのが1点目であります。

それと2点目については、先ほど総務部長からも御説明ありました。何と云っても、協定するに当たっては、やはり美幌町にとってメリットがなければならぬと思います。

特別交付税が毎年交付される、あるいは、地方債についても優遇されるといったことは理解いたします。そういったことについても、町民に対してPRを進めていただきたいです。

そういった中で、ないとは思いますが、協定書の第6条、協定の廃止。今町長からも説明されました、美幌町にとって、どうも不利益だとか、そういったことが予想される、あるいは、そういうことに直面した場合は、これに基づいてきちんと議会とも相談される中で、この対応をすべきと考えますが、町長の考え方について説明をお願いしたいと思います。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。

定住自立圏構想につきましては、議員御指摘のとおり平成20年12月に要綱が策定されてございます。

当時の要件には、北見地域につきましては満たしていないということで、検討は進んでいなかったわけでありまして、その後、平成25年だったと思いますが、総務省のほうで要件の緩和を図ってございます。

人口の要件、あるいは昼夜間人口の要件等、要件が幾つかあるのですが、それらに中心となる北見市が要件に合致したということであります。

その後、北見市あるいは私ども美幌町もそうですけれども、広域連携をそれぞれの自治体において検討を進めてきた中で、本年2月に北見市が中心市宣言を行ってござ

います。

そして、今回、北見を中心とした1市4町を圏域とする北見地域において、定住自立圏構想を組もうということで、本日議決をいただきたいというのがまず1点目でございます。

それから、なぜ1市4町かというお尋ねかと思っております。

北見市を中心として、訓子府町、置戸町、津別町、そして、美幌町の4町でありますけれども、この4町につきましては、経済、あるいは、雇用環境、そして、日常的な生活機能、そういった部分で非常に結びつきが強いということでございます。

したがって、1市4町が枠組みをつくった中で、将来に向かってより住みやすい環境にしていく可能性が非常に高いということで、1市4町の枠組みが築かれたということで認識しているところであります。

メリットといたしましては、議案説明で若干触れましたが、毎年度1,500万円を限度に特別交付税が措置されるということでもあります。

その財源を活用して、美幌町のまちづくりに充てていきたいということがありますし、ほかにも地域活性化事業債、これは起債でありますけれども、該当する事業については新しい起債を使用できる環境にもあります。

また、それぞれ国の補助金、交付金事業を活用して行政運営をしているわけでありまして、補助金、交付金の活用については、なかなか手を挙げて全て該当になるという状況にはございません。

そういった中で、こういう定住自立圏に取り組んでいる地域については、優先的に、各省庁が予算づけをしている補助金、交付金について、配分されるということも期待できますので、さまざまな面で国の財政的な支援を活用できるのではないかと考えてございます。

最後に、協定の第6条です。

協定の廃止に関するお問い合わせでありますけれども、こちらについては条文のとおり、議会の議決をいただいた上で、書面によって協定の廃止を申し出ることができるということでございます。

当然こういった事態を招いてはならないというわけでありまして、何か美幌町にとって不利益、町益にかなわないということが判断された場合には、当然に第6条に基づいて、議会に御相談の上、協定の廃止についても考えていくと、そのような考えでございます。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5 番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 2点ほどお伺いさせていただきますと思います。

まず一つが、前回、全員協議会のときに、北見地域定住自立圏の連携の取り組みの内容、具体的な取り組み内容を説明いただきましたが、今後、取り組み内容が追加になったり、変更になったりということもあると思うのですが、そういった場合は、都度、議会にしっかり説明いただけるのかどうかということがまず1点。

2つ目が、先ほどの大江議員と馬場議員の質疑に重複してしまうかもしれませんが、今回の定住自立圏の形成というのは、要は、1市と各4町が1市と一対一でこういった自立圏をつくって、交わっていくという形になるかと思うのですが、結果的に言うと、4町の中で賄えないというか、今後一つの町でそれを運営していくのが厳しい部分というのを北見市に頼っていくのか、そういった部分というのがかなり大きく見受けられると感ずるのですが、その場合、北見市に対してかかる負担がかなり大きくなっていくのかなというふうに、ちょっと勉強不足なので素人的な考

えになってしまうのですが、私はそこが懸念されると思うのです。

何が言いたいかといいますと、医療とか、障がいの部分というのは、恐らく北見市の施設を中心にしてということも出てくると思うのですが、そうなったときに、例えば、美幌町にとって不都合が生じた、何かあったときに、今回変更します、削除しますとなったら、北見市は納得いかないと思うときもあると思うのです。

逆に、北見市が不都合だとなって、やめますとなつたときに、美幌町が納得できないとなることもあると思うので、極端なことを言うと、例えば、病院の受け入れの部分で、北見市に対して負担がかかっているのです、中身を変更したいとなつたときに、美幌町が今回の自立圏に対しておんぶにだっこというか、ここに頼り切りだと、そういうふうになつたときに美幌町が崩れていってしまうというか、早急に対応しなければならぬという可能性も出てくるのかと思いますので、そういった部分の備えを町としてもしながら、この定住自立圏を生かしていかなければならぬのかなと思うのですが、そのあたりの考えをお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 木村議員の御質問であります。大きく2点だと思います。

まず、連携する取り組み内容について、今後追加、変更等が出た場合の対応でありますけれども、これまで全員協議会でお示ししたものは、現時点において想定しているものということで例示的にお示ししております。

当然、今後議論が進んでいけば、取り組みの内容等が明らかになってまいりますので、そちらについては機会を見ながら、議会にもしっかり御説明をしてみたいと思いますし、当面は、先ほど説明したビジョン懇談会において、ビジョンづくりが進

んでいくわけであります。ビジョンの進行状況によっても機会を見て議会にもしっかり御説明をしてみたいと考えております。

それから、2点目の1市4町、特に中心市となる北見市との一対一の関係性です。

御指摘のとおり、北見市に頼る部分も当然あるかと思いますが、頼ってばかりいでは、それはこの協定の本来の趣旨ではないと思っております。

いろんな政策分野があるわけでありますので、大切な基本スタンスとしては、やはりお互いの自治体が人口の大小はあろうかと思えますけれども、得意分野があると思えますので、それぞれ補完し合う、あるいは役割を分担するという姿勢で議論を進めていきたいと思っております。

自治体同士の協定になりますので、基本はやはり信頼関係がないと成立しないと思えますので、信頼関係をしっかりと築いた中で、お互いに得意な分野でしっかりと連携し合う、そういう関係性を築いていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第52号北見地域定住自立圏形成協定の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第8 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第53号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の32ページをお開き願います。

議案第53号について御説明申し上げます。

議案第53号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第53号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、本年3月28日に発生いたしました水道開栓業務に伴う浸水事故に際し、関係者の皆様に御迷惑をおかけし、町民皆様の信頼を大きく損なう事態を招いた責任から、水道事業管理者である町長と、職員の管理監督者である副町長につきまして、給料月額を減額しようとするものでございます。

改正内容であります。町長及び副町長の給料月額、本年10月支給分につきまして10%を減額し、町長につきましては、月額79万2,000円に、副町長は、63万9,000円にそれぞれ減額の上、給料を支給するものであります。

施行日は、公布の日からとなります。
以上、御説明を申し上げます。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第53号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第54号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の33ページをお開き願います。

議案第54号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、議案の参考資料で御説明いたしますので、参考資料4ページをお開きください。

資料3、議案第54号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の観点から、新たな給付制度を

創設する等の措置を講じ、同様に子ども・子育て支援法に伴い改正される関係法令の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、子ども・子育て支援法施行規則の改正による条項ずれに伴う修正であります。

2点目といたしましては、その他所要の規定の整備を行うものであります。

新旧対照表は、5ページを御参照願います。

根拠法令は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行規則で、施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第54号美幌町保育所及び教育・保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第55号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の34ページをお開きください。

議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料4、議案第55号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の観点から、新たな給付制度を創設する等の措置を講じ、同様に子ども・子育て支援法に伴い改正される関係法令の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、子ども・子育て支援法施行令の改正による条項ずれに伴う修正であります。

2点目といたしましては、へき地保育所において、3歳から5歳までの小学校就学前の子供について、利用料を無償化とするものであります。

3点目といたしましては、その他所要の規定の整備を行うものであります。

新旧対照表は7ページを御参照願います。

根拠法令は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令で、施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第55号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第56号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第56号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の35ページをお開きください。

議案第56号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の8ページをお開きください。

資料5、議案第56号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の観点から、新たな給付制度を創設する等の措置を講じ、同様に子ども・子育て支援法に伴い改正される関係法令の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものです。

改正内容は、3歳から5歳までの小学校就学前の障がい児が発達支援センターを利用する場合の利用料を無償化とするものであります。

新旧対照表は、9ページを御参照願います。

根拠法令は、子ども・子育て支援法及び

子ども・子育て支援法施行令で、施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第56号美幌町子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第57号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第57号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の36ページをお開きください。

議案第57号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料10ページをお開きください。

資料6、議案第57号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保

育の無償化の観点から、新たな給付制度を創設する等の措置を講じ、同様に子ども・子育て支援法に伴い改正される関係法令の改正に伴い、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容は、町が行う一時預かり事業において、3歳から5歳までの小学校就学前の子供について利用料を無償化とするものであります。

新旧対照表は、11ページを御参照願ひます。

根拠法令は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令で、施行日は、令和元年10月1日でございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第57号美幌町一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第58号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第58号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の37ページをお開き願ひます。

議案第58号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の12ページをお開きください。

資料7、議案第58号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に準じて条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、1点目といたしまして、子ども・子育て支援法の改正及びそれに伴う利用者負担の改正であり、主に、支給認定等を教育・保育給付認定等に置きかえる字句の改正でございます。

2点目といたしまして、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。

3点目といたしまして、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表は13ページから37ページを御参照願います。

根拠法令は、子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準で、施行日は、令和元年10月1日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第58号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第59号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第59号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の49ページをお開きください。

議案第59号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の38ページをお開きください。

資料8、議案第59号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に準じて条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、1点目として、省令附則第3条の経過措置の期限を、さらに5年間延長することとするものであります。

2点目といたしましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を行う

連携施設の確保が著しく困難であると町長が認めるときは、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものであります。

この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設または地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が適当と認めるものを、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないとするものであります。

3点目といたしましては、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認めるものについては、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとするものであります。

4点目としては、省令附則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業者については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とすることとするものであります。

5点目としては、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

新旧対照表は、39から42ページを御参照願います。

根拠法令等は、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準で、施行日は公布の日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第59号美幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第60号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第60号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の51ページをお開きください。

議案第60号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の43ページをお開きください。

資料9、議案第60号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準に準じて条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、資格要件の追加でありまして、研修需要に適切に対応できるようにするため、指定都市、いわゆる政令指定都市も研修実施できるように拡充するものであります。

新旧対照表は、44ページでございます。

根拠法令等は、児童福祉法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で、施行日は、公布の日からであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第60号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第61号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第61号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の52ページをお開きください。

議案第61号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の45ページ

をお開きください。

資料10、議案第61号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。介護保険法改正に伴い、サービス利用者から徴収する手数料等を改正するものであります。

改正内容は、生活援助事業、入浴サービス事業及び短期宿泊利用サービス事業に係る利用者手数料を、国の示す基準等に準じて改正するもので、1点目といたしましては、消費税率引き上げに合わせた介護報酬の上乗せによる単価変更で、2点目といたしましては、介護職員のさらなる処遇改善のための加算率の追加であります。

新旧対照表につきましては、50ページから65ページを御参照願います。

根拠法令等は、介護保険法、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価で、施行日は、平成元年10月1日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今、この数字等を見ていて、わからないことが多いので質問します。

事業にかかわって、美幌町において登録している事業者数がどのぐらいあるのか。

それと、給料にはね返るべき介護職員はどれだけの人数がいるのか。

それと、今回ここに出てきている数字の合計額、美幌町が今、収入になっている合計額からどのぐらいの金額が加算される総額になるのか。

四つ目、過去に介護職員の給与なり、報酬引き上げ制度が十何年前に1回ありまして、そのとき国のほうで3%ほど上げると

言ったときに、北海道も含めて各地方自治体を調べたら平均で2%いかなかった。報酬のために手数料を上げたにもかかわらず、報酬が上がっていなかったという事態が過去にあったはずです。

今回、45ページの2番目に介護職員のさらなる処遇改善のための加算率の追加、介護職員等特定処遇改善加算と書いていますけれども、この場合、今働いている介護職員の給料がこの分上がると思うのですけれども、この部分のチェック体制はどのように行えるのか。

そして、施行日が10月1日であれば、介護職員の給料はいつから上がるのか。

お答えをお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの御質問にお答えいたします。

まず、美幌町の介護予防・生活支援事業が行われます事業所の数ということでございますけれども、美幌町では、自立ヘルパーということでホームヘルプ事業を行っております。

こちらにつきましては、対象の事業所につきましては、町内五つ、町外二つの7社でございます。

もう一つが入浴介護事業でございます。

入浴介護事業につきましては、近年実績がございません。あるとすれば、町内よりも、今想定されておりますのは、北見市の事業所1社で行う予定をしております。

もう一つが、短期入所サービス事業でございます。

こちらにつきましては、特別養護老人ホーム緑の苑で受けていただいて、契約もさせていただきます。

二つ目の介護職員の数でございますが、こちらは今手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただければと思います。

介護の加算の関係でございます。

本町のサービス事業におけます加算の関

係でございますが、美幌町の予算を通して各事業所にお支払いします加算の金額につきましては、増額するというのであれば、今回の定例議会の補正予算におきまして提案させていただく内容になろうかと思えますけれども、こちらのホームヘルプ事業につきましては、年間で予算としましては、今年度増額の金額が4,440円という加算のアップというのは、当初、本町で予算計上しております27万7,000円から4,440円ほどの金額が加算になろうかというところで想定しております。

こちらは1人ではなくて、当初の人数がホームヘルプは2人で予算計上しておりましたので、そちらの対象となる人数が1人ということで、4,440円といった金額でございます。

本年3月までは1名いらっしゃいました。今年度につきましては、現在利用されている方はいらっしゃいません。

入浴サービス事業につきましては、対象者がおりませんので、予算計上しておらず、見込みも算出していない状況でございます。

また、緑の苑の短期宿泊利用サービス事業につきましては、当初予算で319万4,000円を計上してございますけれども、こちらの影響額につきましては、月平均12名御利用されているということで、10月から3月の半年間で4万1,400円ほど見込んでおりますので、こちら三つの事業を合わせましても、当初予算の既定の範囲の中で執行される見込みでございます。

介護職員の給料の関係の御質問でございますけれども、今回の特定処遇改善加算につきましては、厚労省で10月1日から施行ということでございますが、特定加算を算定する場合なのですけれども、経験、技能のある介護職員のグループの中で、月額平均8万円以上または賃金改善後の賃金が年額440万円以上となるものを設定することが求められてございます。

また、事業所内での賃金等の配分につきましては、経験、技能があるグループが他の介護職員の2倍以上ということを要件としてございます。

このことから、美幌町の対象となる事業所につきましては、それぞれの事業所で介護職員の確保または賃金を上昇することによってのスタートということになりますので、現段階では事業所の数がどれだけあるかというところは把握していない状況であります。

また、町を通しまして、オホーツク総合振興局、北海道に賃金の改定の状況につきましては、事業所から提出があり次第報告させていただくような形をとっておりますので、現在、上げるという情報は現段階ではつかんではございません。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 若干補足させていただきますけれども、今回のこの条例につきましては、あくまでも介護保険事業以外の町が単独で行っているサービスに係るものということで御理解いただきたいと思っております。

また、先ほどの介護報酬のチェック体制等でございますけれども、介護事業所の認定は北海道のほうで行っておりますので、そういったものが適切に実施されているかどうかについては、道のほうで定期的にチェックがされているということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 影響が少ないということと、賃金単価については道からの報告待ちということになっています。

利用する方にとっては、何円、何十円単位の上昇幅だというようなイメージでわかったのですが、やはり、こういう法律で処遇改善、賃金改善という部分があった場合、これから美幌町も含めて高齢者がふえていく、介護職員の処遇も見直さないと

いけない。明らかにこれは皆さん知っておることだと思います。

こういう条例もこういうふうに上げざるを得ないときに、本当に賃金がどれだけはね返るのかというところのチェックが道から聞かないといけないというより、やはり美幌町の事業先に対するチェック体制というのが、先ほど僕が言いました、十何年前の介護報酬の値上げのときは賃金にはね返っていかなかったというところからして、僕は、こういう賃金に及ぶものについてのチェックは行政できちんとできるのか、できないのか。逆に言えば、やる必要があるのではなかろうかと思うのですが、その辺の対応については、本当に道任せでいいのかと思うのですが、再度回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 福祉主幹。

○福祉主幹（影山俊幸君） 先ほどの御質問でございますけれども、先ほど御答弁申し上げました内容と一部重複するかと思っておりますけれども、処遇改善加算につきましては、こちらは厚生労働省から示された、特定加算を算定する場合の要件がございまして、各事業所でその介護職員の賃金を改善するということがあった場合に、改善の加算を報酬として加算することができるという内容になってございます。

そういったことで、北海道でも体制の確認はするということでございますけれども、もちろん、町に1度事業所から資料を提出していただくことになりますので、その段階で確認させていただきながら、オホーツク総合振興局と連携しながら確認をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいま主幹のほうから御答弁させていただいたところですが、介護全体の処遇改善につきましては、介護保険の中で、国全体として決定されるものですが、実際にそれが適用されて

いるかどうか等の細かいチェックにつきましては、当然町としても実施をしていかなければならないと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号美幌町介護予防・生活支援事業条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第62号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 続きまして、議案の60ページをお開きください。

議案第62号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の66ページをお開きください。

資料11、議案第62号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に

伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、本年11月5日に施行されることに伴い、氏に変更があった者は住民基本台帳に旧氏の記録が可能となることから、申請があった場合は旧氏をあらわした印鑑登録ができるよう関連条文等について改正するものでございます。

第2条では、登録資格に係る規定の整理を、第4条では、登録印鑑に係る規定の整理として、旧氏をあらわした印鑑の登録が可能となる規定の追加を、第6条では、印鑑登録に係る規定の整理を、第11条では、印鑑登録抹消に係る規定の整理として、旧氏を追加するものであります。

新旧対照表は、67、68ページでございます。

根拠法令等は、住民基本台帳法施行令で、施行日は、令和元年11月5日であります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第62号美幌町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案

第63号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案の61ページをお開きください。

議案第63号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定については、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料について、新たに定めようとするものであります。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の69ページをお開き願います。

資料12、議案第63号関係。

改正の目的でございますが、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を加える条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、現行水道法は、指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められており、指定の有効期限がなく、その廃止、休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であり、実態との乖離が生じていたほか、無届け工事や不良工事が発生していたため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるように、指定の更新制の規定について、国に準拠し改正するものでございます。

また、手数料の金額は、指定給水装置工事事業者の指定更新の申請について、改正水道法第25条の2、指定の申請及び第25条の3、指定の基準を準用することとしており、提出する書類及び審査等の事務が同一であるため、現行指定手数料と同額といたします。

新旧対照表は、70ページ、71ページを御参照願います。

根拠法令については、水道法で、施行日については、令和元年10月1日でありま

す。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ただいま説明を受けましたが、美幌町の指定給水装置工事事業者数は何社あるのかということ、今まで更新制度を導入していないということ、すけれども、施行日の令和元年10月1日から何年ごとに更新していくのかということ、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

美幌町の指定している業者数でございますが、町内、町外あわせて19社となっております。うち、町内業者は7社、町外が12社となっております。

更新の手續に関する部分でございますが、更新手續の平準化を図ることで、国から手續の期間までの有効期限を定められておまして、最短で1年、最長で5年間ということになっております。

美幌町の指定業者の中で該当する部分でございますと、1年間の有効期限となっている会社が6社、2年間の有効期限となっている会社が3社、4年間の期限となっているのが3社、最大の5年間となっている会社が7社ということで、19社ということになっております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 今、上杉議員がお尋ねしたことと重なるところがあるかもしれませんが、あわせてお答えいただきたいと思っております。

今の話を伺えば、手續をすると最短で1年、最大が5年。これは、どうして期間が

違うのかということ、わかりやすく説明
いただきたいことが一つと、それと、今ま
でそういうチェックがなされていなかった
ということは、美幌町の水道の給水の仕
事をしたいというふうに届け出をした資
格ですとか、そういうことも欠落したり、や
めたり、そういうことが実態と乖離が生
じているというふうに書かれていて、ま
た説明もありましたが、その辺は、今
までチェックは全くされていなかった。
今回からこういう向上をするためにも
はっきりしたいと、そういう思いなの
だろうと思うのですが、その辺をも
う1回わかりやすく説明をお願いいた
します。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 先ほどの期
間の関係でございます。

説明不足もあったかと思いますが、更
新手続をした以降につきましては、5年
間の有効期限となります。

1回目の更新手続まで手続が集中し
ないように、期限を1年から5年の
中で、手続までの期間を定めている
ということございまして、指定を受
けた年度の古い順から更新をしてい
くということで期間を定めておりま
す。

例を申し上げますが、平成10年に
更新を受けている会社が6社ほど
ございます。

この会社につきましては、ことしの
9月30日から令和2年9月29日
までの1年間に有効期間となってお
りまして、その間に手続を進める
ということになっておりまして、先
ほど申しました年数の期間の中で、
更新を進めていくという形になり
ます。

もう一点、今までの指定と今回の
改正の部分で、いろんなことがあ
ったのだろうというお話がありま
したけれども、全国的には大都市
等につきましては、指定の会社等
が何十、何百という形で指定をし
たままということになっていました
ので、その中で、既に廃業してい
る会社等があっても把

握ができていなかったということがあ
りまして、今回の水道法の改正に
至ったということでございます。

美幌町につきましては、先ほど申
しましたとおり、19社と数が少な
いということもありまして、今お
話したような所在がわからないで
すとか、廃業しているですとか、
そういうことはなく、所在を把握
できている状況でございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 8番古館繁
夫さん。

○8番（古館繁夫君） 今の話は理
解いたしました。

話の中で気になったのは、更新が
集中しないためにおっしゃったの
だけけれど、建設、土木、ほかの
業者の方々も、例えば2年に1回
の更新などで集中するのだろうと
思うのだけれども、どうしてこの
期間の集中を避けるためというの
は気になったのですけれども、わ
かりやすい説明をいただきたい
と思います。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 平準化
をするということで、これは国で
示されたものでありまして、前
提としては、やはり大都市の指
定業者がたくさんある自治体を
前提に定められたのかなと思っ
ております。

町村レベルでいきますと業者数
が少ないので、一括での更新手
続も可能かと考えておりますが、
先日、道の会議もありましたけ
れども、一括で手続することは
できないのかということで質問
をしたところ、国からは暫定の
有効期限を定めていることがあ
りまして、その中で手続を進め
てくれという指導がありましたの
で、それに基づいて進めてまい
りたいと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質
疑はありますか。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） この1万
200円

の手数料の件なのですが、美幌町は10月1日から利用料、手数料がいろいろと改正されますが、これは改正後の金額ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

改正されれば、1万200円ということで、現在、この部分についての更新手数料についてはございません。

登録料についてはありますけれども、新しく更新手数料ということで、その分については今回この改正に伴って追加することになっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 古舘議員と重複するのですが、先ほど、1年、2年、3年、4年、5年と分けて、更新年度が業者によって分かれるということなのですか。それとも、最終的には全業者5年ごとの更新になるということなのか、確認させていただきます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） まず具体的に更新の時期でございますが、先ほど水道主幹から説明がありました平成10年4月1日から平成11年3月31日までに登録した業者が、美幌町につきましては6社あります。その会社の更新の有効期限ということで、令和元年9月30日から令和2年9月29日までの間に行う。

次に、平成11年4月1日から平成15年3月31日までに登録した業者につきましては、美幌町につきましては3社あります。その3社につきましては、令和元年9月30日から令和3年9月29日までの有効期限になりますので、2年間の有効期限ということになります。

それ以降の平成15年以降平成19年ま

での間については登録はございません。

平成19年4月1日から平成25年3月31日までに登録した3社につきましては、令和元年9月30日から令和5年9月29日までの4年間の有効期限ということになります。

最後になりますけれども、平成25年4月1日から平成26年9月25日までに登録をしている業者が1社ございます。その会社につきましても、令和元年9月30日から令和6年9月26日の5年間、そして、この手続以降5年間ごとに更新の手続を行っていただくということになります。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） ちょっとわからないのですが、最終的には5年間ごとの更新ですかということを知りたいのですが、その辺のことを教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 基本的に5年ごとの更新になります。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） ただいま改正される内容は確認しましたが、この新旧対照表を見ると、改正箇所が指定の更新という箇所だけなのです。

ここだけで更新期間が5年間ですとか、先ほど言いました、手数料については消費税も加味しているということも言っておりましたが、新旧対照表を見ると一切金額も変わっていないということで、この対照表から酌み取れないのですが、それはどういうところに載る形になるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

先ほどの更新等の手続につきましては水道法に基づいてということでありまして、給水条例の中で、その水道法に基づいてということになっておりますので、今回につきましては、条例の指定更新に係る手数料という部分、今までは指定の手数料ということでしか規定しておりませんでしたので、今度、更新手続に係る手数料の部分を追加して改正させていただいたということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 申しわけありません。

5年等の手続をしなければならないということは、水道法に基づいて美幌町の規定の中で、水道法に基づいて手続をするということになっております。

よろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 新旧対照表の1番上段になりますけれども、この指定というところの部分に対して、及び指定更新という言葉が入っていることと、水道法に基づいて取り扱い5年の期間に更新するということになっておりますけれども、地方公共団体の収受する手数料については地方公共団体の条例で定めて行うということになっておりますので、この条例の部分について改正があった場合には、あわせて、改正を行うということでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第63号美幌町水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、13時30分といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第19 議案第64号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第64号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の63ページをお開き願います。

議案第64号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成31年度美幌町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億6,946万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたしますので、議案書の66ページをお開き願います。

第2表、地方債補正。

起債の目的であります農業生産基盤整備事業につきまして、事業の面積及び工種の変更などが生じたので、町の負担額が

増額となります。

その際、その財源につきまして地方債に求めようとするものでありまして、限度額を1,950万円から1,980万円、30万円増額するものであります。

地方債の種類は、過疎債のソフト及び辺地債であり、今回の補正により補正後の地方債の総額については、記載のとおり9億3,707万6,000円となります。

次に、歳出について御説明いたしますので、議案書の74、75ページをお開き願います。

歳出になります。

2款総務費、1項、6目辺地対策費、生活バス路線等維持事業費の増、127万4,000円であります。

こちらにつきましては、JR北海道が単独では維持困難な線区として公表いたしました石北線の利用促進を図るための経費を予算計上するものであります。

まず、普通旅費3万4,000円は、JR北海道が策定した石北線を維持するための事業計画に対しまして、沿線自治体などの関係者が意見を交換し、検証するために開催されます実行委員会、幹事に担当職員が出席するための旅費といたしまして、旭川市への日帰りの旅費2回分を計上いたします。

その下、北海道鉄道利用促進環境整備負担金124万円は、JR北海道が実施いたします定時性や利便性、快適性の向上などの利用促進に資する投資的な経費に対しまして、北海道及び道内の市町村が支援するものでありまして、令和元年度及び令和2年度、2年間に限り行われる取り組みとなります。

北海道及び関係市町村におきまして、1年間に2億円を支援するものでありまして、2億円の7割、1億4,000万円を北海道が、残る3割、6,000万円を市町村が負担いたします。

市町村負担金につきましては、人口や財

政力に基づいて算定され、美幌町におきましては、石北線の沿線自治体として124万円を負担するものであります。

このページの一つ飛んで、1番下になります。

3款民生費、1項、1目社会福祉総務費、社会福祉推進事業費の増、76ページ、77ページをお開き願います。

保護司会設立70周年記念誌作成事業補助金22万8,000円につきましては、更生保護制度の施行70年を記念して、美幌地区保護司会が作成いたします記念誌の作成経費の一部を補助するものであります。

その下、国民健康保険特別会計負担事業費の増、国民健康保険特別会計繰出金68万4,000円は、国保会計における、産休代替臨時職員賃金の増額などに伴う一般会計からの繰出金の増額でございます。

3目高齢者福祉費、介護保険特別会計負担事業費の増、介護保険特別会計繰出金66万6,000円は、介護保険特別会計における、高額医療合算介護サービス給付事業費の増額に伴う一般会計からの繰出金の増額であります。

5目障害福祉費、障害者自立支援事業費の増、扶助費、補装具等購入費助成406万6,000円は、車椅子などの補装具購入に対しまして、当初見込みを上回る申請があることから増額するものであります。

その下、償還金利子及び割引料2,310万2,000円は、平成30年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金などの額の確定に伴う返還金の増額になります。

このページの中ほどになります。

2項、1目児童福祉総務費、児童福祉事務費の増、幼稚園等給食費補助金631万8,000円は、本年10月から実施されます幼児教育・保育の無償化に合わせて、3歳から5歳児までの給食費につきまして、町が独自に無償とするための経費を予算計上しようとするものであります。

藤幼稚園、大谷幼稚園、ひまわり保育園

が対象となります。

その下、償還金利子及び割引料149万3,000円は、平成30年度の子どものための教育・保育給付費負担金の額の確定に伴う返納金であります。

子ども発達支援センター運営事業費の減、483万9,000円の減と、この下の美幌保育園管理運営事業費の増、483万9,000円につきましては、臨時保育士1名を子ども発達支援センターから美幌保育園へ配置がえしたことによる予算の組みかえになります。

1番下になります。

東陽保育園管理運営事業費の増、145万4,000円は、産休代替の臨時保育士1名を10月から任用するための経費になります。

次に、78ページ、79ページをお開き願います。

3目へき地保育所費、へき地保育所管理運営事業費の増、機械器具44万円については、上美幌保育所及び田中保育所で使用するストーブの老朽化が著しく、施設の安全管理面で支障があるため、タイマーつきストーブを各1台購入するための予算を計上するものであります。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、広域事務組合負担事業費の増、美幌・津別広域事務組合負担金238万2,000円は、火葬場の火葬炉屋根裏排気ダクト接合部に腐食が見られることから、腐食部分を交換、修繕するための経費につきまして、美幌町が負担する額を予算措置するものであります。

一つ飛びまして、2項、1目塵芥し尿処理費、ごみ処分場維持管理事業費の増、保険料29万3,000円は、本年6月4日に廃棄物処理場第Ⅲ期埋立地において発生いたしました火災における対応を踏まえ、適切な施設管理の備えといたしまして、10月から損害保険に加入するための保険料を予算計上するものであります。

6款農林水産業費、1項、6目農地費、道営土地改良事業費の減、負担金73万円の減は、町内6地区で実施されております農業生産基盤整備事業について、事業面積及び工種の変更などによって事業費調整が行われ、町が負担する分担金の額が記載のとおり変更となることから、それぞれ予算措置するものであります。

その下、団体営土地改良事業費の減につきまして、80、81ページをお開き願います。

オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金1,341万6,000円の減は、古梅ダム維持管理事業において、用水路機能診断の実施路線を当初の4路線から2路線に変更するほか、補助率の有利な事業を活用するため、管理設備の更新年度を翌年度に変更することによる負担金の減額になります。

一つ飛びまして、2項、1目林業総務費、林業推進事業費の増、積立金213万5,000円は、森林整備協定に基づく寄附金2件につきまして、未来への森林づくり基金へ積み立てるものであります。

1件目は、7月11日に株式会社宮田建設様から15万5,000円を、2件目は、8月30日に石上車輛株式会社様から198万円をそれぞれ御寄附いただいたものであります。

なお、参考資料72ページ、資料13に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

その下、3目町有林管理費、町有林造林事業費の増、森林認証維持審査負担金14万9,000円は、FSC森林経営管理認証について、年1回の維持審査負担金を予算措置しているところではありますが、一部加入者の脱退に伴い、町の負担金が増額になるものでございます。

次に、10款教育費、1項、3目教育振興費、学校教育振興事業費の増、84万8,

000円につきましては、準備を進めております学校運営協議会の設置に係る経費といたしまして、委員の報償費、先進地視察に係る経費を予算計上するものであります。

まず、各種研修等報償22万5,000円につきましては、各校3名、あわせて委員15名が1泊2日の日程で道内視察を行うための経費であります。

次に、各種委員会報償56万3,000円は、各校15名以内、あわせて5校で委員75名、これは最大値になりますが、75名が協議会に出席する際の日当を予算計上するものでありまして、本年度につきましては3回分の協議会開催経費を見込んでいくところでありまして。

次に、特別旅費6万円につきましては、委員の道内視察に同行する職員、運転手の旅費といたしまして4名分を計上するものであります。

次に、4項、2目社会教育振興費、芸術文化振興事業費の増、積立金7万円ではありますが、こちらにつきましては、7月21日に東1条北3丁目ラウンジアルパトロス代表中振恵梨様から、子供たちの文化スポーツ活動に役立ててほしいと7万円の御寄附をいただいたため、芸術文化振興基金に積み立てようとするものであります。

次に、5項、2目体育施設費、屋外体育施設維持管理事業費の増、修繕料21万3,000円は、スポーツ施設で使用するスポーツトラクターの刈り草収集装置の修繕経費を予算措置するものであります。

続いて、議案書の82ページ、83ページをお開き願います。

3目学校給食センター費、学校給食センター維持管理事業費の増、修繕料50万2,000円は、平成24年に購入いたしましたスチームコンベクション、蒸し焼き調理器具になります。こちらの設備が故障したことから、修繕するための経費を予算措置するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の70ページ、71ページをお開き願います。

1番上になります。

13款分担金及び負担金、1項、1目農林水産業費分担金、農業費分担金1,000円の減につきましては、道営土地改良事業において事業面積及び工種の変更などによって事業費調整が行われたことによる減額になります。

15款国庫支出金、1項、1目民生費国庫負担金、社会福祉費負担金203万3,000円は、補装具等購入費助成に係る扶助費の増額に伴い、国の補装具給付費負担金が増額になるものであります。

その下、2項、1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金239万1,000円は、当初予算で歳出に計上しておりますマイナンバー中間サーバープラットフォーム利用負担金につきましては、補助金の交付決定がありましたので予算措置するものであります。

次に、16款道支出金、1項、1目民生費道負担金、社会福祉費負担金101万6,000円は、国庫負担金と同様に、補装具等購入に係る道負担金の増額になります。

2項、4目農林水産業費道補助金、農業費補助金1,236万円の減につきましては、農業生産基盤整備事業につきましては事業費調整が行われたことにより、記載している補助金がそれぞれ減額になるものであります。

次に、17款財産収入、1項、2目利子及び配当金、女満別空港ビル出資配当金60万円は、本町が出資いたします女満別空港ビルの定時株主総会におきまして、平成30年度の株主配当金の決定があったことから予算措置するものであります。

議案書の72ページ、73ページになります。

18款寄附金、1項、3目農林水産業費

寄附金であります。

林業費寄附金213万5,000円ですが、歳出でも御説明いたしましたが、森林整備協定に基づく御寄附2件であります。

1件目につきましては、株式会社宮田建設様から7月11日に15万5,000円を、2件目は、石上車輛株式会社様から8月30日に198万円をそれぞれ御寄附いただいております。

次に、4目教育費寄附金、社会教育費寄附金7万円は、7月21日、ラウンジアルバトロス代表中振恵梨様から御寄附をいただいたものであります。

20款繰越金につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして、前年度繰越金を充てるものであります。

21款諸収入、5項、5目雑入になります。

1行目の農業競争力基盤強化特別対策事業負担金17万4,000円の減は、端野左右岸第2地区道営土地改良事業につきまして、美幌町区域の工事が中止になったことによる減額になります。

2行目の北海道市町村振興協会助成金285万円は、協会の設立40周年を記念して実施されます特別支援事業でございます。市町村が取り組む防災・減災対策に対しまして一定額が助成されるものであります。

美幌町におきましては、避難所用の備蓄品などの購入経費が対象となっております。

3行目以降の過年度国庫負担金、道費負担金の追加交付金につきましては、平成30年度の額の確定に伴う交付金であります。

22款町債は、第2表の地方債補正により御説明申し上げたとおりであります。

以上、議案第64号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） それでは、まず1点目でございますけれども、75ページの北海道鉄道利用促進環境整備負担金ということで説明ありましたが、負担割合とかは御説明いただきましたが、具体的にどのような経費に対して今回町が負担するのか、その辺を御説明いただきたいことと、あわせて、利用促進について、今後は沿線の自治体としてどういう形で議論をしていくのか、その辺がわかれば教えてください。

それから、次に77ページ、障害者自立支援事業費の増の中で、補装具等購入助成ということで予算計上したということで、車椅子等ということでの新制度ということでしたけれども、車椅子以外にも購入の申請があつたことだと思っております。その種類や数量についてお尋ねしたいと思います。

その下の、幼稚園等給食費補助金ということで、幼稚園、保育園の給食費の無償化に伴うものだというふうに説明を受けましたが、給食費というのは、毎月、園児からそれぞれの園で徴収することになると思うのですけれども、それを無償化して町が補助していくときに、当然、給食費ですから、毎月食材を買ったりして、園がそういう費用を出していくと思うのですけれども、実際に補助金を出すサイクルというのは、毎月出すのか、それとも四半期ごとなのか。余りたまってしまうと園側の運営が多少困るのかなというような感じもいたしますので、その辺の補助のサイクルみたいなことについて教えていただきたいと思っております。

それから、79ページですけれども、ごみ処分場維持管理費の増ということで、火災に伴って10月から火災保険に入るとい

うことでしたけれども、以前の説明の中で、そのほかにも火災を予知するような手法として、例えば、センサーを取りつけることだとかを検討されていたと思いますけれども、今回、保険の対応ということで、再発した場合は保険の対象になると思いますが、火災予防という意味で、再発防止について何か具体的に検討して、これはやめるということになったのか、その辺のことについて御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） それでは御答弁申し上げます。

まず、北海道鉄道利用促進環境整備負担金124万円の予算計上に対する御質問でありますけれども、JR北海道がどのような事業をするのかというお尋ねだと思います。

JR北海道につきましては、令和元年度及び2年度、この2年間において利用促進に資する設備投資といたしまして、8億円規模の事業を行う計画を持ってございます。その8億円に対しまして、北海道、沿線自治体等が費用負担をするものであります。

例えば、駅構内のWi-Fi設備ですとか、インバウンド対応といたしまして多言語案内設備を設置するなど、利便性の向上を図る取り組みがございます。

また、列車の定時運行を支えるということで、冬季間排雪モーターカーがあるわけですが、そのモーターカーの更新に資する費用を負担いたしまして、除雪体制を強化するという取り組みも行われるところであります。

さらには、車両の快適性を向上させるために、観光列車を拡充するほか、空調や冷却装置の更新あるいは内装の変更なども行うと聞いております。

こういった取り組みに対しまして、北海道並びに道内の市町村が一定額を費用負担

するというところでございます。

それから、利用促進を図るための町の取り組みというお尋ねだと思います。

こちらにつきましては、町の広報8月号にも利用促進PRの記事を掲載したところでありますが、今後についても機会を見て、利用促進を訴える記事を掲載してまいります。

また、学校や保育園の行事等でも列車の使用はあるわけですが、なかなか利用促進につながっているという状況にはございません。

JR美幌駅周辺ではいろんなイベントも開催されております。例えば、冬まつりですとか、和牛まつりも比較的近い場所になりますし、夏まつりもことは北中学校のグラウンドで行われたということでありますので、何か美幌駅とタイアップすることで利用促進を図れないかということで、現在、関係する団体と何度か協議も進めてきております。

その辺の協議が整い、必要な予算措置等があれば、議会にも御相談をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、石北線の利用促進を、やはり町民の機運というのでしょうか。そういうところをしっかりと高めていかないと、なかなか利用促進に結びつかないのだらうと思いますので、何ができるのか関係者と十分に協議をしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 概要はわかりました。

そういった面で2年間という有期限での負担金ということですので、2年後、現在の国の支援がストップするというようなお話も聞いておりますので、引き続き、道を初め、市町村でこういった一定の投資的な経費を支援しながら、今の状況を見るとJR北海道だけの力で存続していくのは厳し

いということが想定されますので、引き続いて期成会等を通じて、しっかりと国の支援を得られるような取り組みを、今後ともぜひ取り組んでいただきたいと思います。

了解しました。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） まず、77ページの補装具等購入費助成についてでございます。

こちらは、当初予算において見込んでいた件数、単価を既に超える申請があるということで、現時点での決定額が予算額に迫る状況であるということで補正するものがございます。

特に、車椅子は1台の単価が25万円ほどと高いということで、当初13台の予算に対しまして、既に11台の執行があるということで、3台分の増を見込んでおります。

また、そのほかの費目といたしましては、義肢の購入、修理、それから座位保持装置の購入、修理、あと、そのほか補聴器購入、こういったものが予算よりも多く見込まれたことから今回補正するものがございます。

続きまして、幼稚園等給食費補助金631万8,000円の支払い方法ということなのですけれども、現在、何カ月ごとというふうに決めているわけではないのですけれども、考えているのは、例えば、先ほど議員からお話ありましたように四半期ごとですとか、方法はあろうかと思っておりますが、幼稚園に支障のないように、希望に沿った形で支払いをしていくようなことで考えております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） ただいま、幼稚園等給食費補助ということで、もちろんこれは毎日通園している間、給食を出すわけですから経費がかかっているということ、運営的に皆さん余力があって運営して

いれば構わないと思うので、経営状況はよくわかりませんが、やはり補助に当たって、運営している側が資金的にできるだけ早く補助を受けられるようなことを十分協議した中で、そのことを受けとめて、町のほうで補助するというに配慮すべきでないかと感じたものですから、その辺についてもう一度御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、幼稚園等の希望によりまして、例えば、毎月ということであれば、そのようなことも考えてまいりたいというふうに、あくまで幼稚園の御負担にならないような方法を考えていきたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

続きまして、79ページのごみ処分場の保険料の関係ですが、以前御説明もしたところなのですけれども、その後の予防対策といたしまして、例えば、炎を感知するサーモセンサーといいますか、感知して、自動的に消防署に通報がいくというようなシステムということで検討もしてまいりました。

その結果なのですが、物理的にそういった通報するシステムをつくるということは可能というところは検証できたわけですが、ただ、カメラを設置するに当たりまして、設備投資が約400万円ほどかかるという状況、また、カメラを設置した後もランニング費用ですとか、修繕ですとか、そういった費用もかかるということがあります。

また、たとえ通報が即いって、消防署が駆けつけるということになったとしても、どんなに早くも駆けつけるまでに15分程度ロスが発生してしまうということから、通報が即いって消火に当たるまではどうしてもロスがあるので、カメラをつけたからといって100%火災が起きないと

いうことは言えないということから、今回保険をかけることによって、万が一何かあったときの対応ができるような体制を組みたいということで提案させていただきました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 大きく2点。

77ページの民生費と、83ページの教育費でございます。

まず、77ページの子ども発達支援センター運営事業費483万9,000円が配置転換により、美幌保育園のほうに移すという話がありましたけれども、例えば、発達支援センターと保育園の間でのお金の流用というのは全然問題ないというか、どういう範疇だと可能だったのかという話が一つと、発達支援センターも、通所の児童が多いようにも聞いていますし、支援センターも新しく移設した経緯もあったのですが、そこから1人減らして保育園に回すということで、発達支援センターは支障がないのか、また、ふやすという選択肢はなかったのかというのが一つ。

二つ目の教育費ですが、給食センターの維持管理で50万2,000円のスチームコンベクション、蒸し焼き調理器の修繕と聞いていますが、これはいつ壊れたのかということと、給食を提供するに当たり支障はないのか、すぐ直さなければならないと思うのですが、また、かかる日数等についてお示してください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの発達支援センターと保育園の事業費の関係でございますが、これは1人を減らしたということではなくて、正職員と臨時職員の全体的な異動の中で、美幌保育園から発達支援センターへ正職員がいて、逆に、発達支援センターから美幌保育園に臨時職員が

いったということから、このような額が出ているということで、正職員については職員給与費で見えておりますので、ここには出てこないということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 学校給食センターの調理機器修繕の関係につきまして御答弁を申し上げます。

いつ故障したのかということでございますが、8月20日に故障したところでございます。

この機械につきましては、平成24年度に購入した機械で、2台購入しております。

故障した際には、もう1台で対応をしていたところでございますが、時間がかかるということで修繕をするということにしたところでございます。修繕であります、2学期が始まって給食を出しておりますので、8月28日に修繕をしております。

修繕に当たって、予算の修繕費はないということで、既存の予算の中で流用させていただきまして、発注して修繕を行ったところでございます。

以上であります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私からは1点。

79ページのへき地保育所管理費のストーブの取りかえについてだけお聞きしたいと思えます。

私の家のそばに上美幌へき地保育所がありまして、そのストーブなのですけれども、大きいストーブでむき出しになっていて、子供たちがやけどをしないように柵をしているのですけれども、今回取りかえるストーブは、保育所の園児に対して安全なストーブかどうか、それだけお答えいただければと思えます。

○議長（大原 昇君） 児童支援主幹。

○児童支援主幹（小室秀隆君） ただいまの御質問でございますが、今回購入しようとしているものは、FF型の大き目の温風式になっております。

温風はかなり高い位置から来るということで、安全面に対しては配慮しているところでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 83ページの学校給食センターの修繕の話で、先ほどの回答で既存の予算を使ったということだったのですけれども、本来ならば専決処分をして直すのが筋だと思うのですけれども、使ったということは何かともと予算措置していたお金を使ったのかと思うのですが、そういう運用はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの給食センターの機材関係でございますが、議員がおっしゃるように、本来であれば専決処分ということも一つの手法であったと思います。

今回におきましては、急を要したことに加えまして、既定予算の中、同じ事業の中で流用できる財源があったことから、そちらの手法を選択させていただいたところがあります。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 81ページの学校教育振興事業費の増の部分ですが、コミュニティスクールのお話ですが、前回か前々回の総務文教厚生常任委員会で、私が質問をさせていただいた中で、コミュニティスクールの運営には必ず自治会の方たちの協力が必要不可欠であると、なので、そういった方たちと協力を図っていくためには、しっかり自治会に対して手厚い説明

とかを、こちらから積極的にやっていくべきなのではないかと質問をさせてもらったら、そのときは自治会に対してコミュニティスクールだよりで回覧したり、出前講座ということはやりますが、直接自治会に出向いて説明はしませんという回答だったものですから、そのときはわかりましたということで終わったのですが、その後、町民の方々といろいろと話をしていく中で、コミュニティスクール制度はきちんとできるとすごくいいものだと思うのです。

地域の子供は地域で育てる、ただ、そのためには絶対に自治会の方たちの支えがなければならぬと思いますし、そちら側からすると、きちんと行政側から説明がないというのはどうなんだろうということで、不協和音といいますか、一生懸命みんなで団結してやっていかなければならないのに、こっちから説明を求めないとならないような感じだったらどうなのだとということで、私もかなり意見をもらいましたので、やはり取っかかりが1番大事だと思うのです。

子供たちのためにこういういいことをやろうと思っているわけですから、確かに手間とかはかかるかもしれませんが、時間はかかるかもしれませんが、各学校区の自治会、協力していただける自治会の方々には、こちらから出向いて説明すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

学校運営協議会の状況であります。現在の状況といたしましては、協議会の設置、それから運営委員の構成、任期などを定めました学校運営協議会の規則を7月23日に定めております。

現在は、設置に向けまして、各学校で委員の選定を進めているほか、関係機関、保護者、地域の人たちへの周知説明活動を随時行っているところでございます。

総務文教厚生常任委員会に説明した中で、コミスクだよりですとか、広報ですとか、ホームページ等で周知を図っていきたい。それから、出前講座にも登録をして説明していききたいという話、説明をさせていただいたところではありますが、自治会に向いての説明ということにつきましても、まだ、周知を図っているところがございますので、今後の進め方の中で検討していきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私は4点ほどお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、75ページの北海道鉄道利用促進環境整備負担金124万円と、77ページの真ん中ですけれども幼稚園等給食費補助金631万8,000円、それと、81ページの1番上のオホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金1,341万6,000円の減と、その二つ下の森林認証維持審査負担金14万9,000円の増について御質問させていただきます。

それでは最初に、75ページの鉄道の関係でございますけれども、先ほど上杉議員からも質問がありました。

経過については、総務文教厚生常任委員会で聞いていますけれども、平成29年3月からオホーツク圏活性化期成会の中で、石北本線部会で協議をしてきているという状況の中で、経過については理解いたしませんけれども、2年間で2億円、町村の負担が美幌町については124万円を2年間出すということでございますけれども、先ほどの上杉議員の質問にもありましたけれども、JRの取り組みがわからない。JRがこういう危機的な状況の中で、JRが利用するのだと、利用促進に向けてやっていくのだというのがどうも伝わってこない。

例えば、役場の担当のほうにJRの方が

来て、具体的な細かい話、利用促進についてのお願いとか、そういった意気込みとか、そういうものがあれば、具体的な取り組みについてここで説明をしていただきたいと思います。

まず、この部分について説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

JR北海道の取り組みが十分に伝わってこないというお尋ねだと思います。

JR北海道につきましては、この2年間で国の現行の法律が失効するというところで、その法律を何とか延長していただきたいということで、今いろんな取り組みを実施計画をつくった中で進めているわけですが、沿線自治体である美幌町にも経営の見通しですとか、今後の取り組みとその都度説明に来庁されております。

その際に、私たち行政としては、やはりJR北海道が経営の改善、自立に向けた本気度がないと、いわゆる公的な資金、町の税金、町民の皆さんの税金を投入することは非常に重い決断ですので、そこは本気で取り組んでいただかなければ、当然議会にも賛同いただけませんし、町民の皆さんにも説明はできないですという話はその都度しております。

なかなか取り組みが伝わってこないというお話でありましたけれども、打ち合わせを行う中では、担当されている方、来庁される方は旭川支社からいらしておりますけれども、その方々は真剣に北海道の交通ネットワークであるJRをしっかり残していきたいという思いで説明もされておりますし、そのように十分私も肌では感じておりますので、今回の負担金は重い決断ではあるのですけれども、124万円を何とか町から出して、JR北海道を北海道全体で支える。そして、道内からJRをなくすことのないように、そういう取り組みを少しず

つ進めていきたいと、そのように考えてございますので、御理解をいただきたいと思
います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ
ん。

○7番（馬場博美君） 旭川支社から担当
の部長のところに来て、そういう話をされ
ていますけれども、それについては理解い
たしました。

ただ、町民から見たときに、美幌町で1
24万円出すということがどういう部分
で、例えば新聞でも結構ですけれども、折
り込みでこんなことを企画しているとか、
そういったことが最近私も見る限り伝わっ
てこないということもありますので、ぜ
ひ、再度来たときには、そういったいろん
な取り組みも言っていただければと思いま
す。

本当に貴重な124万円ですので、2年
間で200万円以上になりますから、これ
が最終的に2年間維持するためのお金では
なくて、本当にJRが石北本線を維持でき
るような、JRにさらに推進していただき
たいという思いがありますので、ぜひこの
ことについては、今度来たときにJRに伝
えていただきたいと思えますけれども、い
かがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） JRに対する負担
ということで、道内の首長たちと協議をし
て、そして、私どもであれば石北線を残し
たいという思いの中で、管内で協議をして
決めさせていただき、そして、今回提案と
いう状況であります。

JRについては、今旭川支社から担当も
来ていますし、当然、町長の私のところ
にも説明は来ていただいております。

そういった中で、今馬場議員から、新聞
には出たりはするのでしょうかけれども、町
民がわかりづらいという御指摘であります
ので、町のお金を出すわけですから、でき
るだけしっかりと町民の方に理解をいただ

けるような努力はしてまいりたいと思いま
すので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さ
ん。

○7番（馬場博美君） ぜひ、よろしくお
願いしたいと思います。

2点目の77ページの幼稚園等給食費補
助金であります。

これについても所管委員会で御説明いた
だいておりますけれども、今回、幼児教
育・保育の無償化ということで10月から
実施されますけれども、給食費については
対象外になってございます。

その中で、子育て支援を図るためにとい
うことで、給食費の無償化ということであ
りましたので、ことしの10月からの分で
631万8,000円と、例えば次年度にな
れば、この倍以上になると思えます。

この給食費について、町長が最終的に今
回無償化にするという経過を含めて御説明
を再度していただきたいということと、2
点目は、この各対象の美幌保育園、東陽保
育園、ひまわり保育園、藤幼稚園、大谷幼
稚園、それからへき地保育所ありますけれ
ども、この給食費についての金額、補助す
る金額です。例えば、それぞれ保育園とか
幼稚園によって金額が違うと思うのです。

これによっては、例えば町として給食費
の上限があるのかどうか、例えば、給食費
をもっと上げようという幼稚園も出てくる
かもしれません。

その補助基準はどこにあるのか、それと
もが今後定めていくのか、その2点お願い
したいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、2点御質問ご
ざいましたので、まず1点目の今回、給食
に係るお金を町が負担したいという考え
方は私からお話をさせていただいて、それ
ぞれ具体的に支援する場合において、今
の段階でそれぞれの幼稚園等と詰めてい
る中身についてお話できることについては、でき

るだけ詳しく担当からお話をさせていただきたいと思います。

初めに、今回、国で幼稚園、それから保育園についての無償化をするという中で、私どもは保育園に直接かかわっております。

民間については、幼稚園、それから私どもがどうしてもできないところでいけば、ひまわり保育園等にかかわっていただいている中で、給食については、もともと親が出してくださいということで、別にそれは除いてくださいという話であります。

今までの保育という部分を考えてときに、それは預ける親御さんに理解いただけることではないと、私はこの話を聞いたときに思っておりました。

それは、町だけやるということに対しては、民間はどうなんだということを考えたときに、私はトータルの子育て世代の方々に何か町としてしっかり支援したいという思いもありましたので、今回、町立保育園については新たにとらない。

それにあわせて、民間の方々の部分、言うなら、保育所とか、ひまわり保育園に係る部分についてもきちんと支援をしようということで、今回決断をさせていただいて、皆様にも事前に説明をさせていただいて、今回具体的にそこに係る予算を提案させていただいたという状況でありますので、ぜひ御理解をいただいて、御賛同をお願いしたいというのは私の気持ちでございます。

あと、細部については担当から御説明をさせていただきます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 給食費の考え方でございますが、今回計上しています予算額は、私立幼稚園、町内2園、それから、認可外保育所のひまわり保育園の分に係るものでございます。

補助基準なのですが、国から示されております限度額がございまして、そちらが4、

500円が限度というふうになっております。それを限度に、あくまでも現在提供されている金額で調整をするということで、今後は補助要綱等を定めて、補助していこうと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 了解いたしました。

続きまして、81ページのオホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金の減ですけれども、もう少し詳しく、次年度に延ばしたということですが、具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 具体的に減額の内容について御説明いたします。

総務部長からも路線の減について御説明させていただきましたけれども、具体的には用水路の機能診断の関係なのですが、4路線を2路線にしたことにより、780万円の減となっております。

そのほか停滞監視システムと言って、ダムの手防というか、せきとめる側のところなのですけれども、そこのずれなどを監視するシステムの更新工事を予定しておりましたけれども、大空町側で見積もりを徴した結果、予算額をオーバーしたことに伴って、その工事を構内高圧線の配電設備の更新工事とあわせて超音波流量計の更新工事に振りかえたことによって、金額で561万6,000円の減となって、合計で1,341万6,000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） わかりづらかったのですけれども、先ほどの総務部長の説明の中では次年度に事業をまわしたという話なのですけれども、例えば、次年度にまわ

したら、このような補助事業が有利だったということではないのでしょうか。

もう一度説明をお願いしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 具体的には、4路線を当初予定したのですけれども、2路線にします。機能診断を4路線実施すると、その診断結果によって全て翌年に修繕しなければならないものですから、修繕の平準化も含めて2路線にすることによって、翌年に繰り越した形になっております。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 要は、4路線から2路線にして、次年度にその分を持っていったということで理解いたしました。

最後にもう1点、森林認証維持審査負担金14万9,000円の増について、先ほど総務部長の説明の中では、FSCの脱退に伴うということでありましたけれど、具体的に説明、補足していただければと思います。

お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 耕地林務主幹。

○耕地林務主幹（中沢浩喜君） 今回の森林認証維持審査負担金の関係でありますけれども、対象となる団体につきましては、森林組合、新宮商行、一般林家39名、それと美幌町となっております。審査費用につきましては、新宮商行が10万円の固定負担をお願いしております。一般林家につきましては、平成26年度の所有者説明会におきまして、前年度の負担金をベースにヘクタール当たり81円としております。町は、一般林家のFSC森林認証の普及拡大を目的としまして、一般林家分の審査費用を負担しております。

今回の負担金の増額につきましては、FSCの本部より、今年度については殺鼠剤の散布が禁止となったことから、森林組合

において理事会を開催し、結果、森林組合が管理しております一般林家の森林と森林組合が所有しております森林の森林管理の認証から脱退したことに伴って、当初一般林家分と新宮商行分の経費を除いた分を町と森林組合で折半することとしておりましたけれども、森林組合が脱退したことに伴いまして、その固定経費分が町の分の負担として増となっております。それに伴う今回の補正であります。

脱退後の審査費用についてでありますけれども、今回の一連の脱退の関係も考慮していただいて、SGSジャパン側でも、言い方は適当かわかりませんが、10万8,000円の値引きをいただいているところでございます。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 金額については理解いたしました。

森林組合がFSCから脱退することに伴い影響されるものということは、町でも今までFSCについては一緒にやってきた経過がある中で、私はどうかなというのが、例えば、町の住宅を建てる時に、FSCの認証材を使っていれば補助金が出る。そういったことも一緒にやられたことではないかと思うのですけれども、脱退に伴って、私もわからないのですけれども、どのような影響があるかということで、ネズミの駆除剤散布のことだけなのか、できれば森林組合に引き続き入っていただいて、それが可能かどうかも含めてなのですけれども、一緒にやってきた経過の中で、今回脱退することに対して、どのように私も受けとめていいかわからないのですけれども、その辺を御答弁お願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、審査手数料の増額というか、もともと持っていた分の森林組合及び関係林家の脱退によって、そ

の金額の負担をしなければならないということ
で提案させていただいております。

その原因というのは、ネズミ駆除の殺鼠
剤というか、F S Cの中でいけば、ネズミ
駆除のための薬というのですか、それを無
差別にまくのは基本的にだめだという話を
されているのです。

それを毎年交渉しながら、何とか認めて
ほしいと、この地域においてはネズミが苗
木を食べるといふか、枯らすということも
あって、そのお願いを国際協会と調整をし
ているのですが、結果的には森林組合と
すれば待てないということなのです。

林家の方もやはり待てないので脱退した
いという話だったので、何とか今まで一緒
に森林組合を中心として、美幌町、それか
ら新宮商行もかかわってやっていたわけな
ので、何とか残っていただきたいというお
願いをしたのですが、結果的には説得
し切れませんでした。

同じ森林組合の中に入っている林家の方
の中においても、そういうことでF S C認
証を受けたわけではないから残りたいとい
う方はしっかり残っていただいています
し、新宮商行に経過説明に行ったとき
には、新宮商行ではそういう問題ではな
くて、やはりきちんと環境に配慮した取り
組みを美幌町はやっているわけだから、私
どもも会社としてしっかり応援するので
継続してほしいというお話をいただきました
ので、やはり美幌の森林組合は非常に
評価されております。

そういった中の一つとしてF S Cをや
っているということでの評価もあります
ので、そういう意味では、これからも粘
り強く、今回どうしてもネズミの駆除とい
うことに対しては説得できないところ
があるのですけれども、来年において、
そのことを認めるといふオーケーを
もらったときに、再度、きちんとお話を
して、今後も一緒にやっていたきたい
という思いはあるので、粘り強く話
はしていきたいと思っております。

ります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり
ませんか。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 二つさせていただ
きます。

一つは、へき地保育所のストーブ購入費
として44万円計上するというので、二
つということは、先ほど上美幌保育所と
田中保育所と言われましたし、以前会合
をしたときにそういう説明も受けました。
なぜ福住保育所が外れているのかと言
ったら、来年度以降休止の予定である
ということなので説明を受けました。

けれども、ことし12月までやります
し、来年2月、3月も自主運営かもしれ
ないですけどやる予定ではないですか。
その人たちは寒いままやってくれとい
うことですね。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 現行のもの
でやっていたきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司
さん。

○6番（伊藤伸司君） それは、ある程度
財政的な問題もあるからわかるのです
けれども、児童一人といふか、一人一人
寒い思っているわけですから、タイマ
ー付の安全なストーブを入れるという
ことですので、父兄も納得はしていま
したけれども、その辺、今どうのこう
のということではないですけども、も
う少し優しい対応をしていただけない
かというのが一つであります。

田中保育所も来年度、再来年以降に
休止するという可能性もあるわけ
ですから、その辺、来年やめるから
入れない、再来年やめるのは導入す
るといふのはおかしいかなと、私
個人として思うのですが。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 非常に苦しい

答弁になってしまうのですが、議員のおっしゃることも十分承知しているところがございますが、やはり来年度は閉園ということが決定しているという部分がございます。今回は1台が22万円ほどの投資になってしまうということから、2園、上美幌と田中についてのみ措置をさせていただいたということがございますので、何とか御理解いただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） もともとのストーブを新たに購入するという経緯をお話しさせていただきたいと思っております。

へき地保育所の保護者の方から、朝一定の今の時間ではなくて、作業の関係で2月とかタマネギをやったりするときに、どうしても朝早くあけてほしいという要望はあって、ずっときておりました。

私が、いろいろ地域の方と話した中で、当然、もともとへき地保育所は、農業をされる方が作業に出ることによって、子供たちとか、幼児をどうするかという話になったときに、何とか朝開ける時間を早くできないかということで、内部で検討していただいたのですけれども、そのために人を新たに雇うとか、それはなかなか難しいということになったのです。それは予算的な話も含めて。

それで何とかできないだろうかという話で、再度地域と話したときに、この辺は多分伊藤議員も知っていると思っておりますけれども、例えば、除雪とかそういう協力もする。ただ、朝そうなったときに、部屋を暖めるという行為、誰かがスイッチを入れるとか、そういうことをしっかりできていればその時間に普通よりも早めに行けるけれども、部屋を暖めるためにもう少し早くというのは難しいということで、今回タイマー式をつける。今のは手動で押さなければいけないので、朝、時間で起動できるストーブを新たに増設しようというのが今回の話

なのです。

ですからそういう意味では、来年やめる予定だから、そこだけ冷たいのではないかという話をされれば、本当にそれ以上私としては答弁しづらいのですけれども、ただそのやり方として、何かもう少し地域の方とか私どもが再度協議をして何か方法を変えられるのであれば、今、残念ながら、用意するものは2カ所だけありますけれども、福住についても再度話して少しでも早く部屋を暖めるような方法が何かできるのであれば、今言われたことの解決に向けて努力はしたいと思っておりますので、御理解いただけないでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 理解しているつもりですけれども、待遇が寂しいかなというのがあります。

民生部長が閉所と言ったので、その辺もかちんときたのですけれども、決定ではないですよ。その辺、地元の人が聞いたらかちんとくることになりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますし、申しわけないのでけれども、ストーブなので、使わないときはどこでも持って行けるというのと、あと、上美幌で言えば、今のところ使う予定ですが、ふだんも選挙をしたりとそこは使う予定をしています。そういうことも加味してやっていただきたいと思っております。

その辺は、私も納得しないわけではありませんが、その辺を細かく、いくら休所するからといって、そういう対応も厳しいかなというのがわかりました。

それから、ごみ処分場の関係なのですが、29万3,000円。

10月から入るということですが、事故で火災が起きたのが6月です。それ以降、工事も始まって、10月から入る

ということは、これは火災保険料が半年分だから10月からということで理解していいですか。であるならば、単に金額が安いからということでよろしいのでしょうか。

保険料は半年だから安いということで、1年だとこの倍になるということですよ。そういうことではないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） まず、初めに1点訂正しておわびを申し上げたいと思います。

私、先ほど閉所という言葉を使ったということでございますが、休所の誤りでございますので、あくまでも休所をして、今後人数がふえた場合には再度再開をするという扱いでございますので、申しわけございません。

よろしく願いいたします。

続きまして、火災保険の関係でございますが、この保険は、いつでも入れる保険ということで、日割りによって計算してございます。

ということで、10月1日から加入ということで積算してございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） それは理解しました。

いつでも入れるということで、火災が起きて、工事が8月、9月に始まっているということで、なぜ10月なのかというのがわからないのと、あと、今まで何十年間も火災が起きていなかったから保険に入っていなかったという説明を受けたのですが、火事が起きて、その後火災保険に来月入りますけれど、その間に火災が起きないという保証はあるのですか。

もし起きたら誰が責任を負うのですか。ふつう民間というか、一般の家庭だったら、火事なんて起きるわけないけれど、もし起きたら大変だから入るわけです。火災

保険とか損害保険というのは。

その辺、町有財産と言いながらどうなのかというのがあるのですけれど。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、現在、火事が起きてから毎日転圧をして、そして、砂をかけて、覆土をしてということで、そういった予防に努めているところでございます。

また、現在工事をやっておりますので、遮水シートとごみを引き剥がして工事をやっておりますので、万が一、火が発生したとしても遮水シートまで燃え移る心配がないという判断から今回提案させていただきました。議決いただければ10月から加入したいということで積算しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 3回目なので最後になるのですけれども、万が一といっても絶対ありえないということはないので、それで保険に入っていないと、最終的に臨時費用を含めたら7,000万円前後の町有財産というか、町税を使っているわけですから、その辺も危機感を持って作業なり、そういう想定をしてほしいのと、あと、最後にごみの分別を強化してほしいと、そういうことをきちんとして、広報とか、自治会に回してもらっていると思うのですが、その辺の検証も今後きちんとしていたただけるのか。

最終的に原因がうやむやではないですが、わかりづらい部分があって、分別をきちんとしてもらって、電池だとかそういうものを入れないようにというような事だったと思うのですが、それを検証とか、そういうのは今後していくつもりなのか、現在したのか。

お願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御

質問でございますが、火災が発生してから、やはり原因がリチウム電池等というようなことが考えられるということで、電池を出す際には絶縁をして出してもらいたいというような広報等、ホームページを通じて、既に発信しているとか、収集場所にもそういったことを個別にお願いをしているところでございます。

今後とも、そういった分別の徹底に関しましては、広報、それから、ホームページ等々を通じて実施してまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第64号平成31年度美幌町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、15時05分といたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第20 議案第65号

○議長（大原 昇君） 日程第20 議案第65号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の85ページをお開き願います。

議案第65号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、市町村事務処理標準システム対応プログラムの改修に係る経費及び産休代替賃金の補正でございます。

平成31年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,093万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、94、95ページをお開き願います。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の社会保険料等19万6,000円の増、臨時職員賃金125万3,000円の増及び健康診断委託料8,000円の増につきましては、職員が産休に入ることから、代替としての臨時職員雇用に係る経費について補正をお願いするものでございます。

その下、国保市町村事務処理標準システム対応プログラム改修委託料569万8,000円の増につきましては、当初3月の予算議会におきまして議決をいただいたところですが、その後、国保連合会からの説明により、当初想定していた作業内容と連合会が求めている作業内容に大きな差があることが判明し、その追加作業に係る経費について補正をお願いするものでございます。

なお、これら経費につきましては全て国及び道が2分の1ずつ負担することとなっ

ております。

次に、歳入を御説明いたしますので、92、93ページをお開き願います。

2、歳入。

2款道支出金につきましては、先ほど歳出で御説明いたしました国保市町村事務処理標準システム対応プログラム改修の追加作業に伴う保険給付費等特別調整交付金を646万8,000円増額するものでございます。

4款繰入金につきましては、1目一般会計繰入金を事務費の増額等に伴い、68万4,000円増額し、6款諸収入につきましては、産休代替職員に係る雇用保険納付金を3,000円増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 歳入のところでお尋ねしたいのですが、先ほど95ページの歳出のシステム対応プログラム569万8,000円に対して、国、道から2分の1ずつ全額それぞれ出るということで、歳入が646万8,000円ということ、歳出より多いのは、当初予算で計上した分にかかわる財源としてこの交付金も含まれているのか、その辺の説明がイコールではなかったのかということなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

市町村向け特別調整交付金の増ということで、284万9,000円の歳入でございます。この倍額が今回補正をいたします569万8,000円になりますが、道2号繰入金分の増ということで、当初、国で、国50%、道40%、町10%ということで、770万円の10%を町で負担することとしておりました。

それが、2分の1、2分の1ということで、284万9,000円に77万円を足したものが、当初、道が40%でしたので、町の10%分を足した分が道2号繰入金分の増ということで、77万円の違いがここに出ております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第65号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第66号

○議長（大原 昇君） 日程第21 議案第66号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（那須清二君） 議案の97ページをお開き願います。

議案第66号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金等の補正でございます。

平成31年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,211万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,124万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、108、109ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費及び3項高額介護サービス等費につきましては、財源調整でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費につきましては、当初見込みよりも高額医療合算介護サービス等費の給付実績が増加しているため、今後の執行見込みにより533万1,000円増額するものであります。

その下、5款諸支出金、2目償還金の償還金利子及び割引料、4,678万8,000円の増につきましては、平成30年度介護給付費負担金及び交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に歳入につきまして御説明いたします。

104ページ、105ページをお開き願います。

2、歳入。

3款国庫支出金につきましては、高額医療合算介護サービス費の増額に伴う増でございます。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分につきましては、高額医療合算介護サービス費の総額に伴う増でございます。

2節過年度分、383万6,000円につきましては、平成30年度介護給付費交付金の確定による追加交付金であります。

その下、2項、1目地域支援事業交付金101万6,000円につきましても、平成30年度地域支援事業交付金の確定による追加交付金であります。

その下、5款道支出金及び7款繰入金、

1項一般会計繰入金につきましては、高額医療合算介護サービス費の増額に伴う増でございます。

その下の2項基金繰入金につきましては、今回の補正財源を介護保険基金に求めるもので、4,044万3,000円を増額するものであります。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料72ページに添付させていただいておりますが、3,559万4,000円となります。

106ページ、107ページをお開き願います。

8款繰越金につきましては、前年度繰越金、255万6,000円を増額するものであります。

1番下の9款諸収入につきましては、過払い金が発生し、利用者から返還のあった3万1,000円を増額するものであります。

以上、御説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第66号平成31年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第67号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案第67号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とし

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案113ページをお開き願います。

議案第67号平成31年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明させていただきます。

総則。

第1条、平成31年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成31年3月28日に発生しました水道開栓業務に伴う浸水被害に対する損害賠償の額の決定に伴う保険給付金の補正を行おうとするものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げますので、114、115ページをお開き願います。

第1款、3項、3目その他特別利益の損害賠償金概算払分損害保険給付金につきましては、さきに損害賠償として概算払いをした損害賠償額が全額損害保険で支払われることから、支出した概算払額659万2,000円を特別利益に増額補正するものであります。

続きまして、116、117ページをお開き願います。

第1款、4項、5目その他特別損失、損害賠償金概算払分400万8,000円につきましては、損害賠償額の決定に伴う特別損失を減額するものであります。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第67号平成31年度美

幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 認定第1号から

日程第28 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第23 認定第1号平成30年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第24 認定第2号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25 認定第3号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26 認定第4号平成30年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27 認定第5号平成30年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28 認定第6号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号平成30年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第6号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決

算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番稲垣淳一さん、5番木村利昭さん、7番馬場博美さん、9番藤原公一さん、10番坂田美栄子さん、12番上杉晃央さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第29 認定第7号から

日程第30 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第29 認定第7号平成30年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第30 認定第8号平成30年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号平成30年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号平成30年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する

企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番戸澤義典さん、3番大江道男さん、4番高橋秀明さん、6番伊藤伸司さん、11番岡本美代子さん、13番松浦和浩さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、15時55分といたします。

休憩中に、両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 3時26分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

一般会計等決算審査特別委員会の委員長に稲垣淳一さん、副委員長に坂田美栄子さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に高橋秀明さん、副委員長に岡本美代子さ

ん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、16時25分といたします。

午後 3時56分 休憩

午後 4時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第31 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第31 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第32 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第32 意見書案第9号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長

において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第33 意見書案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第33 意見書案第10号看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第34 報告第9号

○議長（大原 昇君） 日程第34 報告第9号健全化判断比率について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありま

すので、報告第9号健全化判断比率についてはこれで終わります。

◎日程第35 報告第10号

○議長（大原 昇君） 日程第35 報告第10号資金不足比率について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第10号資金不足比率についてはこれで終わります。

◎日程第36 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第36 報告第11号放棄した債権の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第11号放棄した債権の報告についてはこれで終わります。

◎日程第37 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第37 報告第12号平成30年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第12号平成30年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告についてはこれで終わります。

◎日程第38 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第38 報告

第13号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第13号例月出納検査報告について（5月～7月分）はこれで終わります。

◎日程第39 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 日程第39 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配付した印刷物のおとり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、お手元に配付したおとり派遣することに決定しました。

◎日程第40 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第40 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおとり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおとり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおとり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第6回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 4時31分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員